

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																				
大原介護福祉専門学校	平成26年3月28日	富樫幸信	〒410-0801 静岡県沼津市大手町5-5-11 (電話) 055-954-5511																				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																				
学校法人名古屋大原学園	昭和57年9月28日	富樫幸信	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅3-20-8 (電話) 052-582-7733																				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士																			
教育・社会福祉	教育社会福祉専門課程	介護福祉科	平成27年文部科学省 告示第13号																				
学科の目的	本学科は教育基本法及び学校教育法に基づき、厚生労働大臣指定のもと、介護福祉施設等と連携し、実習を通して介護技術に関する高度な知識・技術を習得し、介護福祉士国家資格を取得することを目的とする。具体的には、介護職に必要な介護の方法、介護の意義、社会背景、自立支援等の知識・技術に関する教育を施し、人格の陶冶を行い、介護職に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的とする																						
認定年月日	平成28年3月28日																						
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技																
2		2041時間	996時間	589時間	456時間	0時間	0時間																
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数	兼任教員数	総教員数																		
60人	23人	7人	6人	0人	6人																		
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日		成績評価		■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 ・優・良・可・不可の4種 ・定期試験																		
長期休み	■学年始:4月上旬 ■夏季 7月下旬～8月下旬までの約1か月 ■冬季 12月下旬～1月上旬までの約2週間 ■学年末:3月下旬		卒業・進級 条件		所定の授業時間数以上履修し、かつ、その該当する授業科目について合格に達して卒業資格を得た者																		
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 保護者への連絡および通知後本人との面談(必要に応じ3者面談)		課外活動		■課外活動の種類 (例)学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 各種クラブ活動の大会参加 ■サークル活動: 有																		
就職等の 状況※2	■主な就職先、業界等(令和1年度卒業生) 社会福祉法人信愛会、社会福祉法人真澄会 社会福祉法人共済福祉会、社会福祉法人蒼樹会 社会福祉法人ウェルネスケア、社会福祉法人博友会 社会福祉法人鏡石会、社会福祉法人富士厚生会 社会福祉法人春風会、社会福祉法人静香会 社会福祉法人城ヶ崎いこいの里、医療法人社団喜生会 医療法人啓仁会、株式会社ル・グラン 有限会社在宅支援センターふれあい ■就職指導内容 ・自己分析、自己PR ・履歴書、職務経歴書の書き方 ・面接のポイント、模擬面接 ■卒業生数 20 人 ■就職希望者数 19 人 ■就職者数 18 人 ■就職率 : 95 % ■卒業者に占める就職者の割合 90 % ■その他 ・進学者数: 1人 (令和 1 年度卒業生に関する 令和2年5月1日 時点の情報		主な学修成果 (資格・検定等) ※3		■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成31年度卒業生に関する令和元年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種別</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>①</td> <td>20人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>住環境コーディネーター</td> <td>③</td> <td>20人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄			資格・検定名	種別	受験者数	合格者数	介護福祉士	①	20人	20人	住環境コーディネーター	③	20人	15人				
資格・検定名	種別	受験者数	合格者数																				
介護福祉士	①	20人	20人																				
住環境コーディネーター	③	20人	15人																				
中途退学 の現状	■中途退学者 1 名 平成31年3月31日時点において、在学者31名(平成31年4月1日入学者を含む) 令和2年3月31日時点において、在学者30名(令和2年3月31日卒業生を含む) ■中途退学の主な理由 体調不良のため ■中退防止・中退者支援のための取組 担任による定期面談(本人)、必要に応じて担任、学科責任者、校長による面談(学生、保護者)		■中退率 2.5 %																				
経済的支援 制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 ・資格または経歴によって認定する特別奨学生制度(一定の資格、経歴を有するものに対して授業料の一部を免除) ・兄弟姉妹等特別奨学生制度(在学生若しくは卒業生の兄弟姉妹並びに卒業生の子女が入学した場合授業料の一部を免除) ■専門実践教育訓練給付: 非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載																						
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																						
当該学科の ホームページ URL	http://www.ohara.ac.jp/numazu/index.html																						

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

- ①介護福祉士養成施設として、法令で定められた教育課程並びに外部実習、または就職先である高齢者・障害者施設等と連携して教育課程の編成を行うことにより、専門的かつ実践的な知識・技術を習得した即戦力となる人材を育成する。
- ②介護福祉士養成における各領域「人間の理解」、「介護」、「こころとからだのしくみ」、「医療的ケア」の教育内容に関して、教育課程編成委員会を通じて常に業界の最新の情報を反映させる。
- ③上記①②により編成された授業科目、内容が実践習得されているかどうか、教育課程編成委員による実践的視点で評価を受け、課題を浮き彫りにすることで、教育の質の確保ならびに更なる教育の質の向上に活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

①位置づけについて

名古屋大原学園における教育課程の編成並びに学園各校の教育成果の測定は学園本部内に各専門部や別に組織された教育本部で行っている。よって、教育課程編成委員会は学園本部内に設置して各校の授業科目、内容について統制を行う。

②意思決定の過程について

教育課程編成委員会の提言を各教育本部主催の会議にて検討し、次年度以降の教育カリキュラム、教材作成に活用する。教育課程編成委員会に教育現場の責任者である校長、教務主任が参加することで、企業の委員から提示された課題、改善提案を速やかに次年度以降の教育課程(授業科目、内容、手法)の編成に反映させることができる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和元年5月1日現在

名前	所属	任期	種別
杉本 渉	株式会社ウェルビーイング人事・人材開発部	令和2年4月1日～令和2年9月17日	③
安藤和美	社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会 次長	平成30年9月18日～令和2年9月17日	①
富樫幸信	名古屋大原学園 大原介護福祉専門学校沼津校 校長		
小澤大輔	名古屋大原学園 大原介護福祉専門学校沼津校 教務主任		
岩田智恵美	名古屋大原学園 大原介護福祉専門学校沼津校 教務		
廣澤有加子	名古屋大原学園 大原介護福祉専門学校沼津校 教務		
田中和宏	名古屋大原学園 大原介護福祉専門学校沼津校 教務		
大野美絵	名古屋大原学園 大原介護福祉専門学校沼津校 教務		

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

教育課程編成委員会規程第5条に従い、年2回の開催とする。

開催時期は原則として10月及び2月とし、開催にあたっては委員長が招集し、書面により各委員に通知する。

(開催日時)

- 第1回 平成26年 11月28日 10:00～11:00
- 第2回 平成27年 2月20日 10:00～11:00
- 第3回 平成27年 5月11日 15:00～16:00
- 第4回 平成28年 2月18日 15:00～16:00
- 第5回 平成28年 5月18日 15:00～16:00
- 第6回 平成28年10月18日 10:00～11:00
- 第7回 平成29年 2月22日 10:00～11:15
- 第8回 平成29年10月11日 14:00～15:00
- 第9回 平成30年 2月 7日 14:00～15:00
- 第10回 平成30年12月 3日 14:00～15:00
- 第11回 平成31年 2月25日 14:00～15:00
- 第12回 令和 1年10月15日 14:00～15:00
- 第13回 令和 2年 2月19日 14:00～15:00

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

卒業生支援について、委員会より頂いた、同窓会開催のご意見を基に、実際に開催し、様々な学校への要望が集まり現在は、今後の卒業生支援を中心に準備を進めている。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

- ① 介護福祉士養成における実習・演習は、法令で定められた教育内容、施設での実施を基本としながら、高齢者、障害者施設等との連携の下、現場で求められる知識・技術を考慮して、実習・演習の組み立てを行う。
- ② 高齢者、障害者施設との連携による実習・演習を通じて学生のより実践的な知識・思考・技術の修得と社会人としての意識改革を実現する。
- ③ 高齢者、障害者施設等から実習・演習の授業内容、手法に関して具体的な助言を仰ぎ、学生の知識・技術の修得状況に対して実践で活かせるレベルか否かを高齢者、障害者施設等の実務の視点から評価を仰ぐ。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

高齢者、障害者施設等に介護実習の受けいる依頼を行い、介護実習受け入れ承諾書を頂戴するとともに、打ち合わせを行い、下記の4点について連携している。

- ① 実習実施前に、授業科目担当者と実習指導者による、実習授業内容及び実習授業評価ポイントの確認
- ② 施設内の各部署の見学、実習の実施。
- ③ 学生の実習状況の確認及び実習指導者との情報交換のため、授業担当教員による週1回の施設訪問
- ④ 実習修了時の学生の学修成果の評価

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習Ⅰ	1段階実習では、コミュニケーションの比較的取りやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的な触れ合いを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間のうち1回以上をケースカンファレンスの時間に充てることとする。	サン静浦通所リハビリテーション、デイサービスセンターかじま、芙蓉の丘通所リハビリテーション、デイサービスセンター高砂、長泉ケアセンター博寿園 通所リハビリテーション、グループホームふれあい稲荷、デイサービス函南・ぶなの森、グループホーム沼津我入道、ツクイ西沢田、みしゆくケアセンターわか葉通所リハビリテーション
介護実習Ⅱ	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は高齢者の施設を実習施設とし、障害のレベルに応じて求められる介護技術の適正な使い方について学ぶ。また、医療・看護ととの関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	介護老人福祉施設さつき園、介護老人保健施設サン静浦、特別養護老人ホームぬまづホーム、介護老人福祉施設高砂、介護老人福祉施設いづテラス、介護老人保健施設新富士ケアセンター、特別養護老人ホーム平成の杜
介護実習Ⅲ	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む(現任準備教育)。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	介護老人福祉施設あしたかホーム、ニューあしたかホーム、介護老人福祉施設ぬまづホーム、介護老人福祉施設和みの郷、介護老人福祉施設沼津フジビューホーム、介護老人福祉施設加島の郷、介護老人保健施設ラ・サンテふよう、介護老人保健施設芙蓉の丘、介護老人福祉施設シャローム富士川、介護老人福祉施設白雪、介護老人保健施設梅名の里、介護老人福祉施設いづテラス、介護老人保健施設ヒューマンライフ富士、特別養護老人ホーム函南・ぶなの森、特別養護老人ホーム熱海伊豆海の郷、介護老人保健施設あいの郷

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

専門的かつ実践的な知識・技能を有し、即戦力となる人材を育成するためには、教員一人ひとりが常に実務に関する最新の知識を持ち、指導スキルを身につけなければならない。そのために下記のとおり教育研修の環境を整える。

- ①教育課程編成委員会に参画する高齢者、障害者施設から講師を派遣した実践的な知識・指導スキル研修
- ②連携する実習施設より、多職種理解に特化した講師を招いた研修会の実施
- ③学内に設置される付帯教育講座を利用した自己啓発
- ④学外で実施される、専門性に特化した講師による講座の聴講

(2) 研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:介護過程の展開に関する研修会 ～教授方法と学生指導～

主催者:公益社団法人 日本介護福祉養成施設協会

期間:令和2年2月15日(土)

概要:

【講義】

- ・介護過程とは
- ・アセスメント
- ・介護計画
- ・実施と評価
- ・介護過程の理解を深めるためには

【グループワーク】

- ・介護過程の教授や指導において課題

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名: 新任職員研修

主催者:名古屋大原学園

対象:3年未満の新人教員

期間:令和1年度 年2回

概要:業務レクチャー「総務」「広報」「就職サポート」
「講座の実際の指導内容、授業進行見学」

(3) 研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:「高齢者福祉研究大会」

主催者:静岡県老人福祉施設協議会

期間:令和2年9月11日

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:令和2年度 新人研修

主催者:学校法人名古屋大原学園

期間:2日/年

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

当学園の教育理念は、学生に対して資格取得計画、実務教育を施し人格の陶冶を行い、もって有意な産業人を育成することである。この教育理念に基づき実践的な教育が実現できているか、また、その教育を実現するために必要な環境が整っているかについて、学校関係者評価委員を設置して、下記に示す評価項目から評価する。評価結果については、学校長を通じて即座に次年度の学校運営に反映させる

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	<ul style="list-style-type: none"> ①学校の理念・目的・育成人材像は定められているか ②学校における職業教育の特色は明確になっているか ③社会経済のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか ④学校の理念・目的・育成人材・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか ⑤各学科の教育目標、育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか
(2) 学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ①目的等に沿った運営方針が策定されているか ②運営方針に沿った事業計画が策定されているか ③運営組織や意思決定機能は、規則等において明確化されているか、有効に機能しているか ④人事、給与に関する規程等は整備されているか ⑤教務、財務等の組織整備など意思決定システムは整備されているか ⑥業界や地域社会等に対するコンプライアンス体制が整備されているか ⑦教育活動等に関する情報公開が適切になされているか ⑧情報システム化等による業務の効率化が図られているか
(3) 教育活動	<ul style="list-style-type: none"> ①教育理念等に沿った教育課程の編成・実施方針等が策定されているか ②教育理念、育成人材像や業界のニーズを踏まえた学科の修業年限に対応した教育到達レベルや学習時間の確保は明確にされているか ③学科等のカリキュラムは体系的に編成されているか ④キャリア教育・実践的な職業教育の視点に立ったカリキュラムや教育方法の工夫・開発などが実施されているか ⑤関連分野の企業・関連施設等や業界団体等との連携により、カリキュラムの作成・見直し等が行われているか ⑥関連分野における実践的な職業教育(産学連携によるインターシップ、実技・実習等)が体系的に位置づけられているか ⑦授業評価の実施・評価体制はあるか ⑧職業教育に対する外部関係者からの評価を取り入れているか ⑨成績評価・単位認定、進級・卒業判定の基準は明確になっているか ⑩資格取得等に関する指導体制、カリキュラムの中での体系的な位置づけはあるか ⑪人材育成目標の達成に向け授業を行うことができる要件を備えた教員を確保しているか ⑫関連分野における業界等との連携において優れた教員(本務・兼務含む)を確保するなどマネジメントが行われているか ⑬関連分野における先端的な知識・技能等を修得するための研究や教員の指導力育成など資質向上のための取り組みが行われているか ⑭職員の能力開発のための研修等が行われているか
(4) 学修成果	<ul style="list-style-type: none"> ①就職率の向上が図られているか ②資格取得率の向上が図られているか ③退学率の低減が図られているか ④卒業生・在校生の社会的な活躍及び評価を把握しているか ⑤卒業後のキャリア形成への効果を把握し学校の教育活動の改善に活用しているか

(5) 学生支援	①進路・就職に関する支援体制は整備されているか ②学生相談に関する体制は整備されているか ③学生に対する経済的な支援体制は整備されているか ④学生の健康管理を担う組織体制はあるか ⑤課外活動に対する支援体制は整備されているか ⑥学生の生活環境への支援は行われているか ⑦保護者と適切に連携しているか ⑧卒業生への支援体制はあるか ⑨社会人のニーズを踏まえた教育環境が整備されているか ⑩高校・高等専修学校等との連携によるキャリア教育・職業教育の取り組みが行われているか
(6) 教育環境	①施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるように整備されているか ②学内外の実習施設、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか ③防災に対する体制は整備されているか
(7) 学生の受入れ募集	①学生募集活動は、適正に行われているか ②学生募集活動において、教育成果は正確に伝えられているか ③学納金は妥当なものとなっているか
(8) 財務	①中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか ②予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか ③財務について会計監査が適切に行われているか ④財務情報公開の体制整備はできているか
(9) 法令等の遵守	①法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか ②個人情報に関し、その保護のための対策がとられているか ③自己評価の実施と問題点の改善を行っているか ④自己評価結果を公開しているか
(10) 社会貢献・地域貢献	①学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか ②学生のボランティア活動を奨励、支援しているか ③地域に対する公開講座・教育訓練(公共職業訓練等を含む)の受託等を積極的に実施しているか
(11) 国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

学校関係者評価について、すべての項目で「概ね適切である」との評価をいただいている。

学園の教育理念・教育目標が保護者へ十分に浸透していないのではとのご指摘をいただき、平成29年度より入学式直後に保護者向けガイダンスを継続し実施しております。毎年質疑応答等も積極的に頂くことができ、学校と保護者様との連携にも大きな効果を持たすことができしております。

今年度新たな委員会よりの提案として、実際に社会の先輩より話しを聞く機会を設けることで、就職先のミスマッチを防げるのではとのことで、就職活動が本格化し始めたタイミングで、卒業生を、就職先の施設種別ごとに約1週間をかけて講演をして頂く時間を設けたところ、在学にからも参考になった点や、安心できたことの意見を頂くこともできましたので、引き続き卒業生講演についても行っていきたいと考えております。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和2年7月31日現在

名 前	所 属	任 期	種 別
安藤 和美	社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会 次長	平成30年9月18日～令和2年9月17日	企業等委員
杉本 涉	株式会社ウエルビーング人事・人材開発部	令和2年4月1日～令和2年9月17日	企業等委員
中山 暖悠	沼津市大手町町内会 大手町会館 事務長	令和元年5月1日～令和3年4月30日	地域住民代表
宮内 裕光	みやうち司法書士事務所 司法書士	令和元年5月1日～令和3年4月30日	企業等委員
森 真澄	一般財団法人 芙蓉協会 沼津聖隷病院 事務次長	令和元年5月1日～令和3年4月30日	企業等委員
伊藤 博	株式会社KTSオペレーション 沼津リバーサイドホテル 副総支配人	令和元年5月1日～令和3年4月30日	企業等委員
桐部 ゆきの	大原公務員医療観光専門学校沼津校2年制医療事務課	令和元年5月1日～令和3年4月30日	卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL:http://www.ohara.ac.jp/info/pdf/numazu_kik.pdf

5. 「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1) 企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

- ① 実践的な職業教育における成果を広く周知することにより、入学希望者の適切な学習機会選択に資すること。そのために、学校関係者評価結果も含めて教育活動の状況や課題など学校全体に関する情報をわかりやすく示すこと。
- ② また、上記①により企業等との連携による教育活動改善を活発にし、社会全体の信頼に繋げていくこと。
- ③ 情報の公開を通じて学校の教育の質の確保と向上を図ることを目的とする。

(2) 「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1) 学校の概要、目標及び計画	学校の目標及び計画、経営方針、特色、所在地、連絡先 学校の沿革
(2) 各学科等の教育	カリキュラム、時間割、目指す資格・検定、資格取得・検定試験合格実績、卒業生の進路
(3) 教職員	各学科の担当教員紹介
(4) キャリア教育・実践的職業教育	各学科の実習紹介
(5) 様々な教育活動・教育環境	学校行事、クラブ活動
(6) 学生の生活支援	学修や学校生活に対する不安解消(先輩の声)
(7) 学生納付金・修学支援	学生納付金、奨学金、学費減免等の紹介
(8) 学校の財務	学園の財務状況公開
(9) 学校評価	学校関係者評価結果
(10) 国際連携の状況	—
(11) その他	—

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 情報提供方法

URL:http://www.ohara.ac.jp/numazu/kaigo/kaigo_kaiii.html

(教育社会福祉専門課程介護福祉学科) 平成30年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		(前回)		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人間の理解Ⅰ	介護を受ける人の尊厳を守ることの意義や、自立・自律した生活を支える必要性や生活モデルを基盤とした生活支援の必要性について学ぶ。また、コミュニケーションの意義を学習し、対話をする・意思の疎通を図る・説明責任がある、ということをもふまえて、基礎的なコミュニケーション能力について学ぶ。	1前	30		○			○		○		
○			人間の理解Ⅱ	介護を受ける人の尊厳を守ることの意義や、自立・自律した生活を支える必要性や生活モデルを基盤とした生活支援の必要性について学ぶ。また、コミュニケーションの意義を学習し、対話をする・意思の疎通を図る・説明責任がある、ということをもふまえて、基礎的なコミュニケーション能力について学ぶ。	1前	30		○			○		○		
○			社会の理解	個人、家族、近隣、社会、の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について学ぶ。また、社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、仕組みについて学ぶ。また、介護保険・障害者自立支援制度や、個人情報保護や成年後見制度等の基礎的知識を学ぶ。	1前	60		○			○		○		
○			介護の基本Ⅰ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1前	30		○			○		○		
○			介護の基本Ⅱ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1前	30		○			○		○		
○			介護の基本Ⅲ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1前	30		○			○		○		

○		介護の基本Ⅳ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1 後	30		○		○		○								
○		介護の基本Ⅴ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1 後	30		○		○		○								
○		介護の基本Ⅵ	介護の意義と役割及び専門性について介護の歴史や関連法規を通じて、ノーマライゼーションやICF、介護の倫理などを学ぶ。また、ケアマネジメントや職業倫理、リスクマネジメント、介護従事者の健康管理などについて、安全かつ安心できる介護や信頼のおける介護の実現を目指すことを学ぶ。	1 後	30		○		○		○								
○		コミュニケーション技術Ⅰ	利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を学ぶ。また、介護におけるチームコミュニケーションのあり方について理解し、チームの一員としてのコミュニケーションの方法を学ぶ。	1 前	30		○		○		○								
○		生活支援技術の基本	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、ICFの視点に基づいた介護方法についても学ぶ。	1 前	60				○		○								
○		日常生活介護Ⅰ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、身じたくに関する利用者のアセスメント方法や、介助の技法と留意点について学ぶ。	1 前	30				○		○								
○		日常生活介護Ⅱ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1 前	30				○		○								
○		日常生活介護Ⅳ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、排泄に関する利用者のアセスメント方法や、安全・的確な排泄の介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	1 後	30				○		○								

○		介護過程 I	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	1 後	30				○	○	○							
○		介護総合演習 I	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1 後	40				○	○	○							
○		介護総合演習 II	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	1 後	40				○	○	○							
○		介護実習 I	1段階実習では、コミュニケーションの比較的とりやすい利用者を受け持ち、利用者との人間的なふれあいを通じて、利用者の需要と介護の機能、並びに施設職員の一般的な役割について学ぶ。初歩的な日常生活活動を、指導者の指導を受け援助する。1週間の内1回以上をケースカンファレンスの時間にあてることとする。	1 後	120					○	○	○	○					
○		介護実習 II	2段階実習では、重度生活障害を有する障害者又は老人の施設を実習施設とし、障害レベルに応じて求められる介護技術の適正な使い方について学ぶ。また、医療・看護との関連で独自の判断で行ってはならない仕事と連携の方法について学ぶ。ケースカンファレンスを通し、利用者の介護ニーズに対応する方法について学ぶ。	1 後	160					○	○	○	○					
○		障害の理解	障害を持っている人と持っていない人の違いを理解するとともに、障害の捉え方や、ICF、様々な障害の種類と原因、特性について学ぶとともに、障害のある人の心理面について学ぶ。また、地域の連携や、障害者の家族、多職種との協働について学ぶ。	1 後	60				○		○	○						
○		こころとからだのしくみ I	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 前	30				○		○	○						
○		こころとからだのしくみ II	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 前	30				○		○	○						

○		こころとからだのしくみⅢ	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	1 後	30		○		○		○								
○		レクリエーション概論	レクリエーションの発展過程を見据えながら目標と理念、レクリエーションの展開方法などを学ぶ。また、高齢者や障害者に対するレクリエーションの与える影響などを踏まえたうえで、生きがい支援やリハビリテーションとしてのレクリエーション計画・実施・評価の方法や安全管理について学ぶ。	2 後	30		○			○									○
○		福祉住環境	地域社会のしくみや情報、制度の活用など社会全体を見渡す視点をもつ必要性を理解する。その上で常に生活者の視点から、高齢者や障害者の状況に合わせて、具体的な住環境整備の方法を探り、利用者自身のニーズを明らかにし、生活全体の質を高めていく実践方法について学ぶ。さらに利用者、家族、各分野の専門職間の連携・調整を図る役割について学ぶ。	2 後	40				○		○								○
○		社会常識	社会人としての心構えをはじめ、個人または集団での仕事の進め方、報告連絡相談の必要性を理解する。また、先輩や上司、利用者など、他者への言葉遣いや立ち振る舞い、接遇力を演習を通して、実践力を学ぶ。	2 後	30					○		○							○
○		情報科学演習	既存のソフトウェアを使用し、各種データ集計や統計処理について学び、そのデータを社内外へ報告するための技法（資料作成方法）について学ぶ。	2 後	30					○		○							○
○		人間と社会の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2 後	30				○			○							○
○		コミュニケーション技術Ⅱ	利用者や家族、他の専門職とのコミュニケーションの意義と目的を理解し、具体的な技法の習得を学ぶ。また、介護におけるチームコミュニケーションのあり方について理解し、チームの一員としてのコミュニケーションの方法を学ぶ。	2 前	30					○			○						○
○		居住環境	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、安全で心地よい生活の場づくりについて学ぶ。	2 後	30					○			○						○

○		家事介護	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、調理、洗濯、掃除、裁縫、買い物といった、自立に向けた家事の介助の技法について学ぶ。	2 前	30				○	○			○
○		日常生活介護Ⅲ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、食事に関する利用者のアセスメント方法や、おいしく食べることを支える介護の工夫や、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30				○	○			○
○		日常生活介護Ⅴ	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を理解する。また、睡眠に関する利用者のアセスメント方法や、安眠を促すための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30				○	○			○
○		利用者の状態・状況に応じた介護技術	自立支援に向けた実践方法について学ぶ。そのための生活を理解し、個別性を尊重し、幅広い生活上の援助を行うための方法を学ぶ。また、移動に関する利用者のアセスメント方法や、安全で気兼ねなく動けることを支えるための介助の技法、利用者の状態・状況に応じた介助の技法と留意点について学ぶ。	2 前	30				○	○			○
○		介護過程Ⅱ	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2 前	60				○	○			○
○		介護過程Ⅲ	質の高いサービスを提供するためには、その意義、目的、目標を明確にして計画をする必要がある。また、その計画を実践し、評価することも大切である。その他に、情報共有や多職種との連携も重要であり、これらの技法について学ぶ。	2 前	60				○	○			○
○		介護総合演習Ⅲ	介護実習に向けての構え、予備知識、動機づけ等の準備を行い介護実習中には実践力を身につけることができるようにし、実習後は十分な振り返りを行うことでより効果的な介護実習を行えるようにする。	2 前	40				○	○			○
○		介護実習Ⅲ	3段階実習では、施設運営プログラムに参加し、サービス全般について理解すると同時に個別の介護過程の展開、記録の方法について学び、チームの一員として介護を遂行できるよう取り組む（現任準備教育）。さまざまなプログラムに参加し、利用者の24時間を通じての生活の把握、介護福祉士としての役割を学ぶ。	2 後	176					○	○	○	○

○			介護の総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「介護」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2後	90			○	○	○						
○			発達と老化の理解	人間が生まれてから高齢になるまでの過程を理解し、加齢に伴う障害や疾病について学ぶ。さらには、高齢者の身体面と精神面の関係、身体機能と精神機能の変化についての知識を学ぶ。	2前	60			○	○	○						
○			認知症の理解	認知症のケアの歴史や理念を学ぶとともに、認知症の症状や行動障害等について学ぶ。また、医学的側面からみた認知症を学ぶ。また、家族への支援や、地域との連携、多職種協働に、認知症サポーター、地域ボランティア等よるケアの方法について学ぶ。	2前	60			○	○	○						
○			こころとからだのしくみⅣ	人間のこころとからだのしくみを理解し、より質の高いサービスの仕方について学ぶ。そのために、こころのしくみに関する諸理論や、感情のしくみ、からだのしくみ、ボディメカニクス、身じたく、排泄、食事、睡眠等について学ぶ。また、多職種との連携に方法についても学ぶ。	2前	30			○	○	○						
○			こころとからだのしくみの総合	介護を実践するための基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「こころとからだのしくみ」の総合的な学習。これまで学習した知識・技術、介護実習にて得た現場経験を基に、介護福祉士として必要な資質を総まとめする。	2後	30			○	○	○						
○			医療的ケア	医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を学ぶ。	2後	75			○	△	○	○					
合計				44科目	2,041単位時間(単位)												

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
<p>(授業)</p> <p>1. 授業科目の履修において、(卒業)の規定を満たさない者には補講授業を行うことがある。なお、補講授業は授業科目の未出席授業を行い、授業科目の出席時間とすることができる。また、学年別授業科目の定めに関係なく、卒業までの間に行うこととする。</p> <p>2. 履修においては、次に掲げる3項目に基づき認定する。</p> <p>(1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者 授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、及び介護実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。</p> <p>(2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者</p> <p>(3) 実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者</p> <p>(試験)</p> <p>1. 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によってこれを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。</p> <p>2. 試験には定期試験、追試験及び再試験等がある。追試験は、やむを得ない事故等により定期試験を受けなかった者に対して行い、再試験は、受験の結果、不合格となった者のためにこれを行う。</p> <p>3. 追試験及び再試験は、本校において必要と認めた場合に限りこれを行う。</p> <p>(学業成績)</p> <p>1. 学業成績の判定は、優、良、可、不可の4種をもって表し、次のとおりとする。</p> <p>(1) 優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とし、優、良、可を合格、不可は不合格とする。</p> <p>(卒業)</p> <p>1. 本校に在学し、2,041時間の授業時間数を履修し、かつその該当する所定の授業科目について合格に達して卒業資格を得た者には、卒業証書を授与する。</p>	1 学年の学期区分	2 期
	1 学期の授業期間	20 週

(留意事項)

- 1 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 2 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。